

第2回農業委員会定例会(議事録)

1	日 時	令和6年2月29日(木)	午後10時00分
2	場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3	出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、4 渡橋委員、5 赤坂委員 6 土居委員、7 石本委員	
	欠席農業委員		
	推進委員	原 一馬推進委員、土居推進委員、須賀推進委員 原 潤子推進委員、大木推進委員、片田推進委員	
4	説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、若本主事	
5	審議案件	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可を受けた土地における履行延期承認申請について</p> <p>議案第7号 非農地証明申請について</p> <p>報告第3号 利用権(農用地利用集積計画)の解約について</p> <p>報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和6年第2回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番渡橋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、田万里町字金清地2421番1、2445番1、2446番1の計3筆、地目はいずれも田、面積は計2,058㎡です。</p> <p>申請の事由は、経営規模を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、大豆、とうがらし、とうもろこしを作付けする予定です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った原 一馬推進委員から補足説明をお願いします。</p>
原 一馬 推進委員	<p>申請地は、田万里地域交流センターから東へ約1,300m付近にあります。現地確認時耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、下野町字多沖郷1435番2の1筆、地目は畑、面積は373㎡です。</p> <p>申請の事由は、営農を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、一般野菜を作付けする予定です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った原 潤子推進委員から補足説明をお願いします。</p>
原 潤子 推進委員	<p>申請地は、大井地域交流センターから西へ約200m付近にあります。現地確認時耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>

	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 3番の申請地は、吉名町字観音谷1639番1、1640番1の計2筆、 地目はいずれも田、面積は計611㎡です。 申請の事由は、営農を開始することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は、大豆、小豆、たまねぎを作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北へ約900m付近にあります。 現地確認時耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 それでは、日程第2、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請につ いて」を議題といたします。 1番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町字下成井2111番2の1筆、地目は畑、 面積は224㎡です。 農地の一部を墓地の用途で利用するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種 農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。

土居 推進委員	申請地は、竹原中学校から西へ約 250m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、下野町字上中通 3100 番 1 の 1 筆、地目は田、 面積は 170 m ² です。 自己住宅の一部及び進入路の用途で利用するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 既に自己住宅を建築しているため始末書の提出を受けており、申請者は深く 反省しており、今後は農地法等関係法令を遵守する旨誓約しております。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は、中通小学校から西へ約 150m付近にあります。 現地確認時、耕作されておらず、一部は既に自己住宅用地として利用されて いました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に ついて」事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、竹原町字下新開3497番8、3497番15、3497番17、3497番18（仮換地44街区13-5画地、13-6画地、13-7画地）の計4筆、地目はいずれも田、面積は計232.59㎡（換地後の面積は計192.4㎡）です。</p> <p>自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>
須賀 推進委員	<p>申請地は、竹原市役所から北西へ約300m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番と3番は関連がありますので一括して審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の7ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、竹原町字上新開3600番3（仮換地32街区3-3画地）の1筆、地目は田、面積は217㎡（換地後の面積は151㎡）です。</p> <p>自己住宅及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>3番の申請地は、竹原町字上新開3600番8（仮換地32街区3-8画地）の1筆、地目は田、面積は157㎡（換地後の面積は153.19㎡）です。</p> <p>自己住宅への進入路の用途で利用することに伴い、持分7分の1の所有権を移転するものです。</p> <p>当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>

須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約 700m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番と 5 番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 8 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、竹原町字上新開 3600 番 1（仮換地 32 街区 3-1 画地）の 1 筆、地目は田、面積は 220 m ² （換地後の面積は 160.81 m ² ）です。 自己住宅及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するもので す。 5 番の申請地は、竹原町字上新開 3600 番 8（仮換地 32 街区 3-8 画地）の 1 筆、地目は田、面積は 157 m ² （換地後の面積は 153.19 m ² ）です。 自己住宅への進入路の用途で利用することに伴い、持分 7 分の 1 の所有権を 移転するものです。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、 農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第 3 種農地 です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約 700m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に6番と7番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4～5ページ、参考資料の9ページをご覧ください。 6番の申請地は、福田町字太糖田2946番3、2946番9、2946番10の3筆、 地目はいずれも田、面積は計1125㎡です。 7番の申請地は、福田町字太糖田2954番3の1筆、地目は田、 面積は389㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種 農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、JR大乗駅から北東へ約200m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第4、議案第6号「農地法第5条の許可を受けた土地に おける履行延期承認申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ、参考資料の10～11ページをご覧ください。 1番の申請地は、竹原町字上新開3600番6（仮換地32街区3-6画地）の 1筆、地目は田、面積は213㎡（換地後の面積は150.07㎡）です。 令和5年10月30日付け指令竹農委第5-5-53号で許可を受けた土地につい て、工事計画の履行期限を令和6年4月30日までから令和6年12月20日ま でに延期するものです。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。

議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、日程第5、議案第7号「非農地証明申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町字上中通3100番4の1筆、地目は田、面積は16㎡です。 明治44年に納屋が建築されて以降、納屋の一部として現在まで利用されています、 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は、中通小学校から西へ約150m付近にあります。 現地確認時、納屋敷地の一部として利用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第6、報告第3号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の8ページ、参考資料の12ページをご覧ください。 今回利用権解約の通知があった面積は2,617㎡、 対象人員は、貸し手が1人、借り手が1人です。 賃貸人、賃借人の両名から、賃貸借の合意解約が令和6年1月26日に成立した旨の通知書を受領しております。 詳細につきましては参考資料の12ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に、日程第7、報告第4号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の9ページ、参考資料の13～15ページをご覧ください。</p> <p>令和6年1月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は6件、筆数は田18筆、畑15筆の計33筆、面積は10,389㎡の届出がありました。</p> <p>詳細につきましては、参考資料の13～15ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>(一般報告や協議事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン」について説明
議 長	<p>以上をもちまして、令和6年第2回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月29日

議 長 祐本 征武

署名委員 渡橋 昭二郎